ビ 契 5 G ++ 約 約 款 部 改 正 ス \mathcal{O}

改下]

第8章 通信

第1章~第7章 (略)

第38条~第40条 (略)

(通信利用の制限)

第41条 5 Gサービス、X i サービス、F O M A サービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部 を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれが ある場合の災害の予防若いは救援、交通、通信若いは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通 信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5 (通信の優先的取扱いに係る機関 名) に掲げる機関に提供している5G(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。) 以外のものによる通信の利用 を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

2~6 (略)

7 当社は、前6項の規定によるほか、通信のふくそうが生じるおそれがある場合において、5G(コースAに係るものであって当社が別 (定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。) の通信に関して、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置を とることがあります。

8~10 (略)

- 11 当社は、前 10 項の規定によるほか、5 G契約者から、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社 が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定したU RL又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り 扱います。この場合において、5G契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。
- (注)通話モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。以下「対象音声通信」といいます。)は、通信のふくそう状況によっ て、対象音声通信以外の通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。

第 42 条~第 44 条 (略)

第9章~第11章 (略)

第12章 雑則

第64条~第69条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。

2~5 (略)

- 6 当社は、第75条(利用者登録)に規定する登録利用者その他の契約者以外の者による5Gサービスの利用において前5項 の規定に反する事由が生じた場合、その契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。
- (注1) 本条第1項第13号に定める当社が別に定める方法は、本条第2項の規定によるほか、「spモードご利用規則」、「ドコモ メール持ち運び利用規約 |及び「ドコモメールオプション利用規約 |等に定めるところによります。

(注2) (略)

第71条~第73条 (略)

(ahamo インターネット接続サービス等の利用等)

- 第 74 条 5 G契約者(一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者に限ります。)は、ahamo インターネット接続サービ ス(当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス(当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定め るものに限ります。)を利用できるようにするものをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。この場合において、 ahamo インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- 2 5 G契約者(コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者に限ります。)は、irumo

第1章~第7章 (略)

第8章 通信

第38条~第40条 (略)

(通信利用の制限)

第 41 条 5 Gサービス、X i サービス、F O M A サービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全 部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそ れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とす る通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5(通信の優先的取扱いに係る 機関名)に掲げる機関に提供している5G(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の 利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

[現行]

2~6 (略)

7~9 (略)

- 10 当社は、前9項の規定によるほか、5G契約者から、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社 が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定したU RL又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り 扱います。この場合において、5G契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。
- (注)通話モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。以下「対象音声通信」といいます。)は、通信のふくそう状況によっ て、対象音声通信以外の通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。

第 42 条~第 44 条 (略)

第9章~第11章 (略)

第12章 雑則

第64条~第69条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。

2~5 (略)

- 6 当社は、第75条(利用者登録)に規定する登録利用者その他の契約者以外の者による5Gサービスの利用において前5項 の規定に反する事由が生じた場合、その契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。
- (注1) 本条第1項第13号に定める当社が別に定める方法は、本条第2項の規定によるほか、「spモードご利用規則」及び「ドコ モメール持ち運び利用規約 | 等に定めるところによります。

(注2) (略)

第71条~第73条 (略)

(ahamo インターネット接続サービス等の利用等)

第 74 条 5 G契約者(一般契約に係る区分のうち、コース Bを選択している者に限ります。)は、ahamo インターネット接続サービ ス(当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス(当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定め るものに限ります。)を利用できるようにするものをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。この場合において、 ahamo インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。

インターネット接続サービス(当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス(当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。)を利用できるようにするものをいいます。以下この条において同じとします。)を利用することができます。この場合において、irumo インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。

3 (略)

- 4 当社は、ahamo インターネット接続サービス<u>、irumo インターネット接続サービス</u>及びインターネット接続サービスに規定する利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 5 電波状態等により、ahamo インターネット接続サービス<u>, irumo インターネット接続サービス</u>及びインターネット接続サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。

(利用者登録)

第75条5G契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る5Gを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2~4 (略)

5 5 G契約者は、その5 G契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、当社が登録利用者の氏名及び生年月日を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、5 G契約者(一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者又はコース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者に限ります。)が、当社が別に定める方法により利用者登録を行うときは、この限りではありません。

5~13 (略)

第76条~第84条 (略)

第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 Ghomeでんわに係るもの

区	分	通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(略)
関東甲信越地区	(略)	(略)
E-	千葉県	千葉市、旭市、我孫子市、いすみ市、市川市、市原市、印西市、浦安市、大網白里市、柏市、勝浦市、香取市、鎌ヶ谷市、鴨川市、君津市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、銚子市、東金市、富里市、流山市、習志野市、成田市、館山市、野田市、富津市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八千代市、八街市、四街道市
	埼玉県	さいたま市、朝霞市、上尾市、入間市、桶川市、春日部市、加須市、川口市、川越市、 北本市、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木 市、白岡市、草加市、秩父市、鶴ヶ島市、戸田市、所沢市、新座市、蓮田市、羽生市、 飯能市、東松山市、日高市、深谷市、富士見市、ふじみ野市、本庄市、三郷市、八潮 市、吉川市、和光市、蕨市
	茨城県	水戸市、潮来市、石岡市、稲敷市、牛久市、小美玉市、笠間市、鹿嶋市、かすみがうら市、神栖市、北茨城市、古河市、桜川市、下妻市、常総市、高萩市、筑西市、つくば市、つくばみらい市、土浦市、取手市、那珂市、行方市、坂東市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、ひたちなか市、守谷市、結城市、龍ヶ崎市
	栃木県	宇都宮市、足利市、大田原市、小山市、鹿沼市、さくら市、下野市、栃木市、那須塩原市、日光市、真岡市、矢板市
	群馬県	前橋市、安中市、伊勢崎市、太田市、桐生市 <u>、渋川市</u> 、高崎市、舘林市、富岡市 <u>、沼</u> 田市、藤岡市、みどり市

2 (略)

- 3 当社は、ahamo インターネット接続サービス及びインターネット接続サービスに規定する利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 4 電波状態等により、ahamo インターネット接続サービス及びインターネット接続サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。

(利用者登録)

第75条5G契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る5Gを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2~4 (略)

5 5 G契約者は、その5 G契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、当社が登録利用者の氏名及び生年月日を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、5 G契約者(一般契約に係る区分のうち、コース Bを選択している者に限ります。)が、当社が別に定める方法により利用者登録を行うときは、この限りではありません。

5~13 (略)

第76条~第84条 (略)

第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 Ghomeでんわに係るもの

区	分	通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(暗)
関東甲信越地 区	(略)	(暗)
2	千葉県	千葉市、旭市、我孫子市、いすみ市、市川市、印西市、浦安市、柏市、勝浦市、香取市、鎌ヶ谷市、鴨川市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、銚子市、富里市、流山市、習志野市、成田市、館山市、野田市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八千代市、八街市、四街道市
	埼玉県	さいたま市、朝霞市、上尾市、入間市、桶川市、春日部市、加須市、川口市、川越市、 北本市、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木 市、白岡市、草加市、鶴ヶ島市、戸田市、所沢市、新座市、蓮田市、羽生市、飯能市、 東松山市、日高市、深谷市、富士見市、ふじみ野市、本庄市、三郷市、八潮市、吉川 市、和光市、蕨市
	茨城県	水戸市、潮来市、稲敷市、牛久市、鹿嶋市、かすみがうら市、神栖市、北茨城市、古河市、高萩市、つくば市、土浦市、那珂市、行方市、坂東市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、ひたちなか市
	栃木県	宇都宮市、大田原市、小山市、さくら市、下野市、栃木市、那須塩原市、矢板市
	群馬県	前橋市、安中市、伊勢崎市、太田市、桐生市、高崎市、舘林市、富岡市、藤岡市、み ど)市

	(略)	(暗)
	長野県	安曇野市、飯田市、伊那市、上田市、大町市、岡谷市、駒ヶ根市、小諸市、佐久市、 塩尻市、諏訪市、茅野市、東御市、中野市、松本市
	新潟県	新潟市、阿賀野市、糸魚川市、小千谷市、柏崎市、加茂市、五泉市、三条市、新発田市、上越市、胎内市、燕市、十日町市、長岡市、南魚沼市、村上市、妙高市
(略)	(略)	(略)
関西地区	(略)	(略)
	兵庫県	神戸市、相生市、朝来市、赤穂市、芦屋市、尼崎市、明石市、伊丹市 <u>、小野市</u> 、加古川市、加西市、加東市、川西市、篠山市、三田市、洲本市、高砂市、宝塚市、たつの市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市 <u>、三木市</u> 、南あわじ市、養父市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
四国地区	(略)	(略)
	愛媛県	松山市、今治市、伊予市、宇和島市、大洲市、西条市、四国中央市、東温市、新居浜市
	(略)	(略)
	徳島県	徳島市、阿南市、阿波市、小松島市、鳴門市、美馬市 <u>、吉野川市</u>
九州地区	福岡県	福岡市、朝倉市、 <u>飯塚市</u> 、大川市、大牟田市、大野城市、小郡市、春日市、 <u>嘉麻市</u> 、 北九州市、久留米市、古賀市、田川市、太宰府市、筑後市、筑紫野市、那珂川市、中 間市、福津市、豊前市、みやま市、宗像市、柳川市
	(略)	(略)
	熊本県	熊本市、阿蘇市、天草市、荒尾市、宇城市、宇土市、上天草市、菊池市、合志市、玉名市、人吉市、水俣市、八代市、山鹿市
	大分県	大分市、宇佐市、臼杵市、杵築市、国東市、佐伯市、津久見市 <u>、中津市</u> 、日田市、豊 後大野市、豊後高田市、別府市、由布市
	宮崎県	宮崎市、えびの市、串間市、小林市、西都市、日南市、延岡市、日向市、都城市
	(略)	(略)
		L

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、<u>令和5年7月1日</u>時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表 2 付加機能等

- 1 付加機能
- (1) (2)及び(3)以外のもの

	種	類
	(略)	
my daiz (有料・sp モード)		
my daiz(有料·irumo)		
	(略)	
ドコモメールオプション		

	(略)	(略)
	長野県	安曇野市、上田市、岡谷市、塩尻市、諏訪市、茅野市、東御市、中野市、松本市
	新潟県	新潟市、阿賀野市、糸魚川市、小千谷市、柏崎市、五泉市、新発田市、上越市、胎内市、燕市、長岡市、南魚沼市、村上市、妙高市
(略)	(略)	(略)
関西地区	(略)	(略)
	兵庫県	神戸市、相生市、朝来市、赤穂市、芦屋市、尼崎市、明石市、伊丹市、加古川市、加西市、加東市、川西市、篠山市、三田市、洲本市、高砂市、宝塚市、たつの市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、南あわじ市、養父市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
四国地区	(略)	(略)
	愛媛県	松山市、今治市、伊予市、宇和島市、西条市、四国中央市、東温市、新居浜市
	(略)	(略)
	徳島県	徳島市、阿南市、阿波市、小松島市、鳴門市、美馬市
九州地区	福岡県	福岡市、朝倉市、大川市、大牟田市、大野城市、小郡市、春日市、北九州市、久留米市、古賀市、田川市、太宰府市、筑後市、筑紫野市、那珂川市、中間市、福津市、みやま市、宗像市、柳川市
	(略)	(略)
	熊本県	熊本市、阿蘇市、天草市、荒尾市、宇城市、宇土市、上天草市、菊池市、合志市、玉 名市、人吉市、水俣市、山鹿市
	大分県	大分市、宇佐市、臼杵市、杵築市、国東市、佐伯市、津久見市、日田市、豊後大野市、豊後高田市、由布市
	宮崎県	えびの市、串間市、小林市、西都市、日南市、延岡市、日向市、都城市
	(略)	(略)

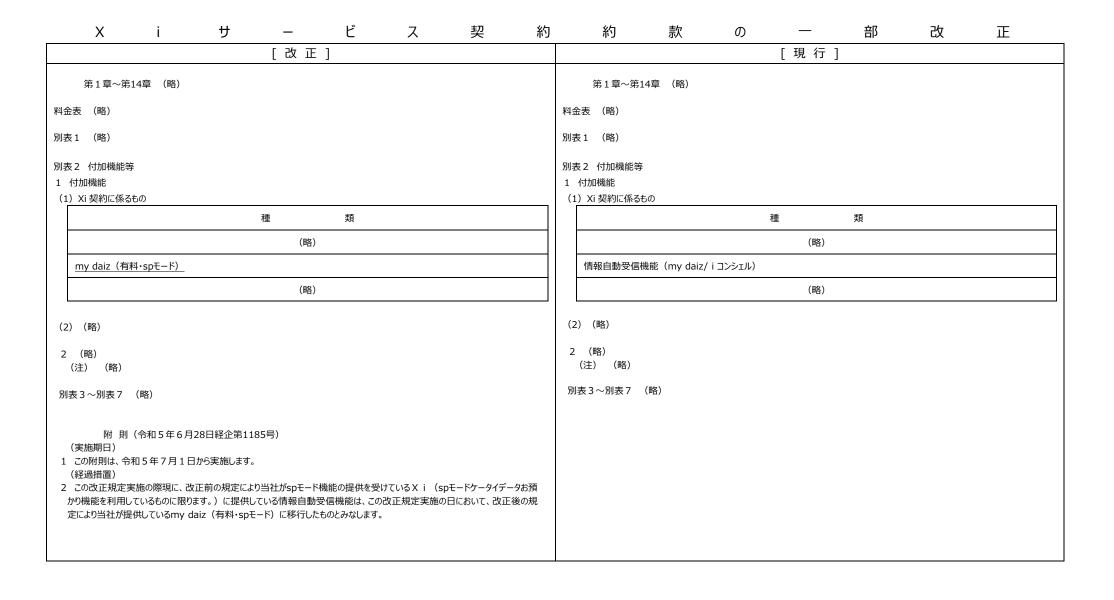
(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和4年12月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表 2 付加機能等

- 1 付加機能
- (1) (2)及び(3)以外のもの

	種	類	
	()	各)	
情報自動受信機能(my daiz/ i コンシェル)			
	(⊞	客)	

(<u>2</u>) 5 G契約に係る区分のうち、コース B に係るもの	(<u>2</u>) 5 G契約に係る区分のうち、コース B に係るもの
種類	種類
(略)	(略)
my daiz(有料·ahamo)	my daiz (ahamo)
(略)	(略)
(3) (略)	(3) (略)
2 (略)	2 (略)
別表3~別表7 (略)	別表 3 ~別表 7 (略)
附 則 (令和5年6月28日経企第1185号) (実施期日) 1 この附則は、令和5年7月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している次の表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供している同表の右欄の付加機能に移行したものとみなします。	
情報自動受信機能(my daiz/ i コンシェル) my daiz(有料・spモード) my daiz(有料・ahamo) my daiz(有料・ahamo)	



F	0	М	Α	サ	_	ビ	ス	契	約	約	款	の	_	部	改	正
			[改	正]								[刊	見 行]			
(実施期日) 1 この附則は、今 (その他) 2 経企第3254 ド)」に改めます (経過措置) 3 この改正規定	号(令和2年 。 実施の際現に、 タイデータお預か	1日から実施し 3月26日)(改正前の規定 り機能を利用	ます。 の附則第3項第 Eにより当社がsp しているものに限	モード機能の提ります。) に提信	4供を受けている 供している情報	3FOMA又(自動受信機能	まFOMAユ! ほは、この改正:	ビキタス								

[改正]

料金表 (略)

別表 取扱地域

1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

第1章~第8章 (略)

_ 2 アンダル通信セートに係る	550	
通 話 先	区分	取 扱 地 域
(略)	(略)
ヨーロッパ地方	3ーロッパ	アゾレス諸島、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、クロアチア共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、デンマーク王国、トルコ共和国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大公国
(略)	(略)

(注) (略)

附 則(令和5年6月28日経企第1185号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。 (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第1章~第8章 (略)

料金表 (略)

別表 取扱地域

1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1	
通	話先区分	取 扱 地 域
	(略)	(略)
3-ロッパ地方	3−אעם	アゾレス諸島、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、クロアチア共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、デンマーク王国、トルコ共和国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ボルトガル共和国、マディラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大公国
	(略)	(略)

「現行]

(注) (略)

[改正] [現行]

第1~2章 (略)

第3章 ビジネス mopera 契約

第7条~第11条の3 (略)

(接続先グループの指定等)

第 11 条の4 第 11 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、認証回線(当社が定める基準にしたがって契約者が選択した5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るもの及びコース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。)又は X i であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。)を使用して、第 11 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ接続先グループ(第 11 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を同時に行うことのできるグループをいいます。以下同じとします。)を指定して届け出ていただきます。この場合において、その届出が新たに接続先グループを構成する届出であるときは、その代表認証回線(接続先グループを代表する 1 の認証回線をいいます。以下同じとします。)を合わせて届け出ていただきます。

2~5 (略)

第12条~第23条 (略)

第4章~第7章 (略)

第8章~第13章 (略)

料金表

通則

1~12 (略)

(注) (略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用 接続装置の種類等 ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。 種 類 内 容 (略) (ア)~(コ) (略) (サ) 第11 種接 ① ②以外のもの 続装置(アク 専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス (5 G セスプレミア サービス契約約款に規定する5G(一般契約に係る 区分のうち、コースBに係るもの及びコースAに係るもの であって当社が別に定める基本使用料の料金種別に 関するものに限ります。) 及び5 Ghome でんわを除 きます。)、Xiサービス又は卸Xiサービスの契約

第1~2章 (略)

第3章 ビジネス mopera 契約

第7条~第11条の3 (略)

(接続先グループの指定等)

第 11 条の4 第 11 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、認証回線(当社が定める基準にしたがって契約者が選択した 5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。)又は X i であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。)を使用して、第 11 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ接続先グループ(第 11 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を同時に行うことのできるグループをいいます。以下同じとします。)を指定して届け出ていただきます。この場合において、その届出が新たに接続先グループを構成する届出であるときは、その代表認証回線(接続先グループを代表する1の認証回線をいいます。以下同じとします。)を合わせて届け出ていただきます。

2~5 (略)

第12条~第23条 (略)

第4章~第7章 (略)

第8章~第13章 (略)

料金表

通則

1~12 (略)

(注) (略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 接続装置使用料

1 適用

	接続装置使	用料の適用
接続装置の種類等	ア ビジネス mopera	サービスに係る接続装置には、次の種類があります。
	種類	内容
	(ア)~(コ) (略)	(略)
	(サ) 第11種接 続装置 (アク セスプレミア ム)	① ②以外のもの 専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス(5 G サービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係る 区分のうち、コース B に係るものに限ります。)及び 5 Ghome でんわを除きます。)、X i サービス又は卸 X i サービスの契約者回線との間で通信(当該契約 約款に規定するデータ通信モードによる通信に限りま

	者回線との間で通信(当該契約約款に規定するデー
	タ通信モードによる通信に限ります。) を行うことができ
	るようにするために設置するもの
	② プランCに係るもの
	専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス(5 G
	サービス契約約款に規定する5G(一般契約に係る
	区分のうち、コースBに係るもの及びコースAに係るもの
	であって当社が別に定める基本使用料の料金種別に
	関するものに限ります。)及び5 Ghome でんわを除
	 きます。)の契約者回線との間で通信(当該契約約
	款に規定するデータ通信モードによる通信に限りま
	す。)を行うことができるようにするために設置するもの
(シ) (略)	(略)
(シ) (略)	(略) 専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス (5
() ())	(1)
(ス) 第13種接	専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス (5
(ス) 第13種接 続装置(アク	専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係
(ス) 第 13 種接 続装置(アク セスプレミアム	専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るもの及びコース A に係るも
(ス) 第 13 種接 続装置(アク セスプレミアム	専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るもの及びコース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別
(ス) 第 13 種接 続装置(アク セスプレミアム	専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るもの及びコース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。)及び5 G home でんわを
(ス) 第 13 種接 続装置(アク セスプレミアム	専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るもの及びコース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。) 及び5 G home でんわを除きます。であって、5 Gサービス契約約款に規定する
(ス) 第 13 種接 続装置(アク セスプレミアム	専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るもの及びコース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。) 及び5 G home でんわを除きます。であって、5 Gサービス契約約款に規定する5 G SA 及び5 G SA 接続先限定機能の提供を受け
(ス) 第 13 種接 続装置(アク セスプレミアム	専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るもの及びコース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。) 及び5 G home でんわを除きます。であって、5 Gサービス契約約款に規定する5G SA 及び5G SA 接続先限定機能の提供を受けているものに限ります。) の契約者回線との間で通信

イ~セ (略)

ソ セの規定によるほか、第 11 種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2 (料金額)の2-9に規定する料金を適用します。

区分	内容
(略)	(略)
タイプ 2	契約者があらかじめ登録した5Gサービス(5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るもの及びコースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。)、FOMAサービス、Xiサービス、卸FOMAサービス及び卸Xiサービスの契約者回線等との間で当該契約約款に定めるパケット通信モード又はデータ通信モードによる通信を行うことができるようにするためのもの
タ〜ハ (略)	

2 (略)

	す。)を行うことができるようにするために設置するもの ② プランCに係るもの 専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する5 G(一般契約に係る区分のうち、コース Bに係るものに限ります。)及び 5 Ghome でんわを除きます。)の契約者回線との間で通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。)を行うことができるようにするために設置するもの
(シ) (略)	(略)
(ス) 第13種接 続装置(アク セスプレミアム 5G)	専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。) 及び 5 G home でんわを除きます。であって、5 Gサービス契約約款に規定する 5 G S A 及び 5 G S A 接続先限定機能の提供を受けているものに限ります。) の契約者回線との間で通信 (5 Gサービス契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。) を行うことができるようにするために設置するもの

イ~セ (略)

ソ セの規定によるほか、第 11 種接続装置の接続装置使用料は、次の区分が あり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2 (料金額)の2-9に規定する料金を適用します。

区分	内容	
(略)	(略)	
タイプ 2	(略) 契約者があらかじめ登録した5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。)、F O M A サービス、X i サービス、M F O M A サービス及び卸X i サービスの契約者回線等との間で当該契約約款に定めるパケット通信モード又はデータ通信モードによる通信を行うことができるようにするためのもの	
タ〜ハ (略)		

2 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用		
(1)~(2)(略)	(略)	
(3) アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料の適用	ア アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料については、第 11 種接続装置に係る契約者があらかじめ指定した 5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース Bに係るもの及びコース Aに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。)、 F O M A サービス、X i サービス、卸 F O M A サービス又は卸 X i サービス(以下「指定対象 X i 等」といいます。)ごとに適用します。この場合において、F O M A サービス及び卸 F O M A サービスの契約者回線については、タイプ 2 に係る第 11 種接続装置の提供を受けている契約者に限り、指定することができます。イ (略)	

2 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

種類	提 供 条 件
1~9 (略)	(略)
10 閉域接続機能 専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るもの及びコース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。以下この欄において同じとします。)の契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)、F O M A サービスの契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するパケット通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)又は X i の契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。)又は X i の契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)に限り、行うことができるようにする機能をいいます。	(1)~(6) (略) (注) (略)
11~24 (略)	(略)

別表3~別表4 (略)

附 則(令和5年6月28日経企第1185号) この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

付加機能使用料の適用		
(1)~(2)(略)	(略)	
(3) アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料の適用	ア アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料については、第 11 種接続装置に係る契約者があらかじめ指定した 5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。)、F O M A サービス、X i サービス、卸 F O M A サービス又は卸 X i サービス(以下「指定対象 X i 等」といいます。) ごとに適用します。この場合において、F O M A サービス及び卸 F O M A サービスの契約者回線については、タイプ 2 に係る第 11 種接続装置の提供を受けている契約者に限り、指定することができます。	

2 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

種類	提 供 条 件
1~9 (略)	(略)
10 閉域接続機能 専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者 があらかじめ登録した 5 Gサービス (5 Gサービス契約 約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)の契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)、F O M A サービスの契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するパケット通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)又は X i の契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)に限り、行うことができるようにする機能をいいます。	(1)~(6) (略) (注) (略)
11~24 (略)	(略)

別表3~別表4 (略)

[改正]

第1章~第14章 (略)

第15章 雑則

第55条~第56条 (略)

第56条の2 インターネット接続サービスの利用

第 57 条~第 64 条 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

附則 (略)

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語 容 1~6 (略) (略) 7 IP通信網サービス I P 通信網を使用して行う電気通信サービス 8~12 (略) 13 第2種契約 I P 通信網契約であって、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適 用)の(1)に規定するドコモ光戸建タイプA/西、ドコモ光マンションタイプA/ 西、ドコモ光戸建タイプB/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光戸建単 独タイプ/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西、ドコモ光戸建タイプA2/西、 ドコモ光マンションタイプ A 2/西、ドコモ光戸建タイプ B 2/西、ドコモ光マンショ ンタイプ B 2 /西、ドコモ光戸建単独タイプ 2 /西、ドコモ光マンション単独タイプ 2/西、ahamo 光戸建タイプ/西又は ahamo 光マンションタイプ/西を選択 することができるもの 14~23 (略) (略) 24 プロバイダサービス 当社と提携プロバイダ事業者との間の業務提携契約に基づき提供されるイン ターネットに接続するためのサービス(以下「提携サービス」といいます。)又は 別表 2 (付加機能) 若しくはこの約款に規定するインターネット接続サービ ス、plala、 plala (S コース)、OCN インターネット、ドコモ n e t 若しくは OCN (略) 25~31 (略)

第2章 (略)

第3章 I P 通信網契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第1章~第14章 (略)

第 15 章 雑則

第 55 条~第 56 条 (略)

第 57 条~第 64 条 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

附則 (略)

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

37.3 × C03/13/0/(C030 · C187)/(07/13	H品はC1に11人の意味に使用しより。		
用 語	內容		
1~6 (略)	(略)		
7 IP通信網サービス	I P通信網を使用して行う電気通信サービス		
8~12 (略)	(略)		
13 第2種契約	IP通信網契約であって、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するドコモ光戸建タイプA/西、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光戸建タイプB/西、ドコモ光戸建単独タイプ/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西、ドコモ光ア建単独タイプ/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西、ドコモ光マンションタイプB2/西、ドコモ光マンションタイプB2/西、ドコモ光マンションタイプB2/西、ドコモ光マンション単独タイプ2/西を選択することができるもの		
14~23 (略)	(略)		
24 プロバイダサービス	当社と提携プロバイダ事業者との間の業務提携契約に基づき提供されるインターネットに接続するためのサービス(以下「提携サービス」といいます。)又は別表2(付加機能)に規定するドコモnet、plala若しくは plala (Sコース)		
25~31 (略)	(略)		

「現行]

第2章 (略)

第3章 I P 通信網契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第8条 (略)

(一般契約申込の方法)

第9条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う I P通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合において、一般契約の申込みをする者は第5条 (I P通信網サービスの品目)に規定する品目のうち、それぞれ1つを選択していただきます。

ただし、契約者回線等を設置する場所又は特定FTTH事業者等の電気通信設備の態様等により、選択できない品目がある場合があります。

- 2 (略)
- 3 前2項の規定によるほか、一般契約(基本使用料の料金種別が ahamo 光(料金表第1表第1(基本使用料)の1 (適用)に規定する ahamo 光戸建タイプ/東、ahamo 光マンションタイプ/東、ahamo 光戸建タイプ/西又は ahamo 光マンションタイプ/西をいいます。以下同じとします。)であるものに限ります。)の申込みをするときは、第12条の2(特定Xi等の指定)の規定に基づき1の特定Xi等を指定し、当社へ申し出ていただきます。
- 4 前 3 項によるほか、I P 通信網契約に係る申込方法は、当社が定めるところによります。

第 10 条~第 12 条 (略)

(特定 X i 等の指定)

第12条の2 契約者は、特定 X i 等 (1の I P通信網契約について、契約者が指定する1の5 G、F O M A 又は X i (当該 契約約款に規定するものをいい、次のいずれかに該当するもの又は共用 F O M A に係るものを除きます。)をいいます。以下同じとします。)を指定することができます。

(1)~(5)(略)

- 2 前項の規定にかかわらず、一般契約(基本使用料の料金種別が ahamo 光であるものに限ります。)に係る特定 X i 等は、1 の 5 G (5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうちコース B に係るものに限り、次のいずれかに該当するものを除きます。)に限り、指定することができます。
- (1) その契約者名義が一般契約の申込みをする者と同一でないもの。
- (2) 当該約款に規定する電話番号保管をしているもの。
- (3) 他の I P 通信網契約に係る特定 X i 等であるもの。
- (4) 料金その他の債務 (当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定するものをいいます。) の支払いを現に怠り、又は 怠るおそれがあるとき。

(特定 X i 等の変更又は廃止)

第12条の3 契約者は、当社が別に定めるところにより特定Xi等の変更又は廃止の請求をすることができます。

ただし、一般契約(基本使用料の料金種別が ahamo 光であるものに限ります。)に係る特定 X i 等の廃止の請求をすることはできません。

2~3 (略)

第13条~第16条の2 (略)

(当社が行う一般契約の解除)

- 第17条 当社は、一般契約者が次のいずれかに該当する場合に、その一般契約を解除することがあります。
- (1)~(4)(略)
- (5) 一般契約 (基本使用料の料金種別が ahamo 光であるものに限ります。) に係る特定 X i 等に関する 5 G契約について、契約の解除又は区分の変更があったとき。

(6)~(9)(略)

- (10) 前9号のほか、この約款の規定に反する行為であってIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2~6 (略)

第3節 (略)

第4章~第14章 (略)

第15章 雑則

第8条 (略)

(一般契約申込の方法)

第9条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合において、一般契約の申込みをする者は第5条(IP通信網サービスの品目)に規定する品目のうち、それぞれ1つを選択していただきます。

ただし、契約者回線等を設置する場所又は特定FTTH事業者等の電気通信設備の態様等により、選択できない品目がある場合があります。

2 (略)

3 前2項によるほか、IP通信網契約に係る申込方法は、当社が定めるところによります。

第10条~第12条 (略)

(特定 X i 等の指定)

第12条の2 契約者は、特定Xi等(1のIP通信網契約について、契約者が指定する1の5G、FOMA又はXi(当該契約約款に規定するものをいい、次のいずれかに該当するもの又は共用FOMAに係るものを除きます。)をいいます。以下同じとします。)を指定することができます。

(1)~(5)(略)

(特定 X i 等の変更又は廃止)

第12条の3 契約者は、当社が別に定めるところにより特定Xi等の変更又は廃止の請求をすることができます。

2~3 (略)

第13条~第16条の2 (略)

(当社が行う一般契約の解除)

第17条 当社は、一般契約者が次のいずれかに該当する場合に、その一般契約を解除することがあります。

(1)~(4)(略)

(5)~(8)(略)

(9) 前8号のほか、この約款の規定に反する行為であってIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信 設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2~6 (略)

第3節 (略)

第4章~第14章 (略)

第15章 雑則

第 55 条~第 56 条 (略)

(インターネット接続サービスの利用)

第 56 条の 2 契約者は、I P通信網契約(基本使用料の料金種別が ahamo 光であるものに限ります。)において、インターネット接続サービス(I P通信網サービスにおいてインターネットサービスを利用できるようにするものをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。この場合において、インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第 57 条~第 64 条 (略)

料金表

通則

1~25 (略)

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

I P 通信網契約の基 本使用料の適用

- ア IP通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。
- (ア) 第1種契約に係るもの
- ① 一般契約に係るもの

区分			基本使用料の料金種別
ドコモ光	プロバイダありプラン	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン		(略)
ahamo 光		ahamo 光戸建タイプ/東	
			ahamo 光マンションタイプ/東

② 定期契約に係るもの

	区 分		基本使用料の料金種別
ドコモ光	プロバイダありプラン	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン		(略)
ahamo 光			ahamo 光戸建タイプ/東
			ahamo 光マンションタイプ/東

- (イ) 第2種契約に係るもの
- ① 一般契約に係るもの

区 分			基本使用料の料金種別
ドコモ光	プロバイダありプラン	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン		(略)
ahamo 光		ahamo 光戸建タイプ/西	

第 55 条~第 56 条 (略)

第57条~第64条 (略)

料金表

通則

1~25 (略)

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

I P 通信網契約の基 本使用料の適用

- ア IP通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。
- (ア) 第1種契約に係るもの
- 一般契約に係るもの

区分		基本使用料の料金種別
プロバイダありプラン (略)		(略)
プロバイダなしプラン		(略)

② 定期契約に係るもの

区分	•	基本使用料の料金種別
プロバイダありプラン (略)		(略)
プロバイダなしプラン		(略)

(イ) 第2種契約に係るもの

一般契約に係るもの

区分		基本使用料の料金種別
プロバイダありプラン (略)		(略)
プロバイダなしプラン		(略)

ahamo 光マンションタイプ/西

② 定期契約に係るもの

② 足別关がに				
	区 分	基本使用料の料金種別		
ドコモ光	プロバイダありプラン (略)		(略)	
	プロバイダなしプラン		(略)	
ahamo 光			ahamo 光戸建タイプ/西	
			ahamo 光マンションタイプ/西	

(ウ) (略)

イ (略)

ウ イの場合において、マンションタイプ(基本使用料の料金種別が、ドコモ光マンションタイプ A/東、ドコモ光マンションタイプ B/東、ドコモ光マンション単独タイプ/東、ドコモ光マンションタイプ A/西、ドコモ光マンションタイプ B/西、ドコモ光マンション単独タイプ /西、ドコモ光マンションタイプ C、ドコモ光マンションタイプ A 2/東、ドコモ光マンションタイプ B 2/東、ドコモ光マンションタイプ A 2/西、ドコモ光マンションタイプ A 2/西、ドコモ光マンションタイプ B 2/西、ドコモ光マンションタイプ B 2/西、ドコモ光マンションタイプ/東、ahamo 光マンションタイプ/東、ahamo 光マンションタイプ/東、ahamo 光マンションタイプ/東、ahamo 光マンションタイプ/東、ahamo 光マンションタイプ/東、ahamo 光マンションタイプ/東、ahamo 光マンションタイプ/東、ahamo 光マンションタイプ/東、ahamo 光マンションタイプ/東、ahamo 光マンションタイプ/西区はドコモ光マンションタイプ C 2 であるものをいいます。以下同じとします。)については、契約者グループに係る契約者回線に関する I P 通信網契約に限り選択できます。

エ〜ケ (略)

コ 契約者が、I P 通信網契約を解除 (当社が別に定める場合を除きます。) したときは、その契約の解除があった日を含む暦月のその料金種別の基本使用料について、通則第3項 (料金の計算方法等) 及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。

ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでありません。

- (ア) 第 16 条の 2 (契約者が行う初期契約解除) に規定する初期契約解除があったとき。
- (イ) I P通信網契約 (基本使用料の料金種別が ahamo 光であるものに限ります。) に係る特定 X i 等に関する 5 G 契約について契約の解除又は区分の変更があったことに伴い、その I P 通信網契約が解除されたとき。

サ〜シ (略)

(注) (略)

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの

1契約ごとに

					1 矢がここ
					料金額(月額)
		区	分		次の税抜額(かっこ 内は税込額)
一般契約	ドコモ光	プロバイダありプラン	(略)	(略)	(略)
に係		プロバイダなしプラン		(略)	(略)
るもの	ahamo 光			ahamo 光戸建タイプ/東	<u>6,000円</u> (6,600円)
				ahamo 光マンションタイプ/東	<u>4,300 円</u> <u>(4,730 円)</u>

② 定期契約に係るもの

区分)	基本使用料の料金種別
プロバイダありプラン (略)		(略)
プロバイダなしプラン		(略)

(ウ) (略)

イ (略)

ウ イの場合において、マンションタイプ(基本使用料の料金種別が、ドコモ光マンションタイプA/東、ドコモ光マンションタイプB/東、ドコモ光マンション単独タイプ/東、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西、ドコモ光マンションタイプ C、ドコモ光マンションタイプA2/東、ドコモ光マンションタイプ B2/東、ドコモ光マンション単独タイプ 2/東、ドコモ光マンションタイプA2/西、ドコモ光マンションタイプB2/西、ドコモ光マンション単独タイプ2/西又はドコモ光マンションタイプ C2であるものをいいます。以下同じとします。)については、契約者グループに係る契約者回線に関するIP通信網契約に限り選択できます。

エ〜ケ (略)

コ 契約者が、I P通信網契約を解除(当社が別に定める場合を除きます。)したときは、その契約の解除があった日を含む暦月のその料金種別の基本使用料について、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。

ただし、第 16 条の2 (契約者が行う初期契約解除) に規定する初期契約解除にかかるものは、この限りでありません。

サ〜シ (略) (注) (略)

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの 2-1-1 2-1-2以外のもの

1契約ごとに

				エスホルこ
				料金額 (月額)
区			ù	次の税抜額(かっこ内 は税込額)
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	(略)	(略)	(略)
10 171 8 0 0 0	プロバイダなしプラン		(略)	(略)

定期契約	ドコモ光	プロバイダありプラン	(略)	(略)	(略)
に係		プロバイダなしプラン			
るもの	ahamo 光			ahamo 光戸建タイプ/東	<u>4,500 円</u> (4,950 円)
				ahamo 光マンションタイプ/東	<u>3,300 円</u> (3,630 円)

2-1-2 (略)

2-2 第2種契約に係るもの

2-2-1 2-2-2以外のもの

1契約ごとに

					1 矢がここ
					料金額(月額)
		区	分		次の税抜額(かっ こ内は税込額)
一般契約	ドコモ光	プロバイダありプラン	(略)	(略)	(略)
に係		プロバイダなしプラン		(略)	(略)
るもの	<u>ahamo 光</u>			ahamo 光戸建タイプ/西	<u>6,000円</u> (6,600円)
				ahamo 光マンションタイプ/西	<u>4,300 円</u> (4,730 円)
定期契約	ドコモ光	プロバイダありプラン	(略)	(略)	(略)
に係		プロバイダなしプラン			
るもの	ahamo 光			ahamo 光戸建タイプ/西	<u>4,500 円</u> (4,950 円)
				ahamo 光マンションタイプ/西	<u>3,300 円</u> (3,630 円)

2-2-2 (略)

2-3 (略)

第1の2~第2 (略)

第3 定期契約に係る解約金

1 適用

	定期契約に係る解約金の適用
定期契約に係る解約金の適用除外	契約者は、次の場合には2(料金額)の規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。ア〜オ (略) <u>力</u> I P通信網契約(基本使用料の料金種別が ahamo 光であるものに限ります。) に係る特定 X i 等に関する5 G 契約について契約の解除又は区分の変更があったこと に伴い、その I P通信網契約が解除されたとき。

類

2 料金額

1契約ごとに

料 金 額

定期契約 に係るもの	プロバイダありプラン	(略)	(略)	(略)
ic jii d o i s	プロバイダなしプラン		(略)	(略)

2-1-2 (略)

2-2 第2種契約に係るもの 2-2-1 2-2-2以外のもの

1契約ごとに

				エスかんこ
			()	料金額(月額)
	区	次の税抜額(かっこ内 は税込額)		
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	(略)	(略)	(略)
ic moore	プロバイダなしプラン		(略)	(略)
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	(略)	(略)	(略)
101/1000	プロバイダなしプラン		(略)	(略)

2-2-2 (略)

2-3 (略)

第1の2~第2 (略)

第3 定期契約に係る解約金

1 適用

	定期契約に係る解約金の適用
定期契約に係る解約金	契約者は、次の場合には2(料金額)の規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。
の適用除外	ア〜オ (略)

2 料金額

1契約ごとに

	1 70,10000
種類	料 金 額

				次の税抜額(かっこ内 は税込額)
定期契約に 係る解約金	ドコモ光	マンションタイプに 係るもの	(略)	(略)
pr. 6/31/1/5 III		ph G G G	(略)	(略)
		上記以外のもの		(略)
	<u>ahamo 光</u>	マンションタイプに係るもの 上記以外のもの		3,300円(3,630円)
				4,500円(4,950円)

第4~第5 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

	種	類
	(略)	
OCN インターネット		

(注) (略)

別表3 (略)

附 則 (令和5年6月28日経企第1185号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は令和5年7月1日から実施します。
- (料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(ドコモnet等に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているドコモ n e t 及び OCN の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

			次の税抜額(かっこ内 は税込額)
定期契約に 係る解約金	マンションタイプに係るもの	(略)	(略)
)/(U/)+/() III		(略)	(略)
	上記以外のもの		(略)

第4~第5 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

	種	類	
ドコモ n e t			
	(略)	

(注) (略)

別表3 (略)